

水道維持修繕等対応業務（三木町）に係る公募について

次のとおり受注者を募集します。

令和8年2月27日

香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター所長

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 水道維持修繕等対応業務（三木町）
- (2) 受託場所 高松ブロック統括センター管理区域のうち、三木町管理区域
- (3) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 委託業務の内容 別添 水道維持修繕等対応業務（三木町）標準仕様書及び特記仕様書のとおり
- (5) 委託料 20,592円（うち消費税及び地方消費税の額 1,872円）1日当たり
- (6) 維持修繕工事の規模 令和4年度76件、令和5年度70件、令和6年度69件
- (7) 契約予定者数 複数者

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 国税及び県税の滞納がない者
- (5) 下記の要件を全て満たす者
 - ① 応募者が、香川県広域水道企業団が発注した漏水修繕業務の実績を有する者。
 - ② 三木町内に本社又は営業所があること。
 - ③ 企業団から指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。

3 提出書類

- ・応募意思表明書
- ・会社においては登記簿謄本又はその写し（企業団の入札参加資格名簿に掲載されている場合は不要）

- ・組合等においては定款又は規約若しくはそれに代わるもの。
- ・国税及び県税に係る納税証明書又はその写し（企業団の入札参加資格名簿に掲載されている場合は不要）

4 応募方法

応募意思表明書を高松ブロック統括センターに持参又は郵送（簡易書留、期間内必着）により提出してください。

（受付期間）令和8年2月27日（金）から令和8年3月11日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

5 応募資格者の決定

参加申請期限の翌営業日に資格審査を行い、資格審査後応募者に通知する。

6 契約について

応募資格要件に適合したものを契約予定者とし、企業団が作成する契約書により契約を締結する。

*電子契約を希望する場合は、高松ブロック統括センターからの応募資格審査結果通知書の通知後、契約締結日までに、契約担当者と協議すること。

7 電子契約の可否

可とする。

8 質問の受付・回答

応募意思表明書の提出をした者、又は提出を予定している者で本公告及び仕様書に対して、質問がある場合は次のとおり行うこと。

- (1) 受付場所 香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター水道整備課（漏水修繕係）
- (2) 受付期限 令和8年3月4日（水）17:15
- (3) 提出方法 質疑書を使用してFAX又は窓口へ提出すること。
- (4) 回 答 回答は令和8年3月6日（金）までにFAXで回答する。

9 応募・照会先

〒760-8514 香川県高松市番町一丁目8番15号

香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター水道整備課（担当：漏水修繕係）

電話：087-839-2761

FAX：087-839-2749

メールアドレス takamatsu_suidoseibi@union.suido-kagawa.lg.jp

10 その他

- (1) 本案件は、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときにその効力が生ずる。

